

※企画が変更になる場合があります。

▼日時 11月30日(土) 午前9時  
午後2時(雨天中止)

▼場所 城山運動公園野球球場周辺  
▼料金 入場料無料(模擬店は有料)

**問** NPO法人城山を考える会(代表) 横田 宗 090・8039・9090

### あなた一人で悩んでいませんか

人はみんな人権があります。それぞれが個人として人権を尊重されなければなりません。しかし、残念ながら女性に対する人権侵害が依然として発生しており、大きな社会問題となっています。

水戸地方事務局および茨城県人権擁護委員連合会は、悩みを持った女性が気軽に相談できる専用の電話「女性の人権ホットライン」を設置しています。

職場における男女差別やセクハラ、夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの女性に対するあらゆる人権侵害について、お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

- ◇全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施
- ▼期間 11月18日(月)～24日(日)
- ▼時間 午前8時30分～午後7時

※ただし、土・日曜日は午前10時～午後5時

▼相談員 法務局職員または人権擁護委員

▼全国共通ナビダイヤル 0570・070・810

**問** 水戸地方事務局人権擁護課 029・227・9919

### 元気がばらつき就職面接会開催のご案内

学生を除く若者や求職中の方を対象に、合同就職面接会を開催します。複数の企業の人事担当者と直接お会いできるチャンスですので、ぜひご参加ください。参加費は無料です。履歴書は複数お持ちください。

▼日時 12月3日(火) 午後1時30分～3時30分(受付：午後1時～) 面接会

※予約不要  
▼場所 県土浦合同庁舎(土浦市真鍋5-17-26)  
▼対象者 学生を除く若年者や離職中の求職者

▼参加企業数 約20社  
※会場内に事業所ごとにブースを設置し、各事業所の採用担当者と求職者が一同に会し、対面方式により面接選考や企業説明を行う面接会です。

※参加予定企業などの最新情報は、「元気がばらつき就職面接会」のホームページをご確認ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syunkou/rosei/h25menseu/index.html>

**問** いばらき就職支援センター 県南地区センター 029・825・3410

### 自衛官募集

▼試験種目 陸上自衛隊高等工科学校生徒(一般)  
▼受験資格 男子で中卒(見込み) 17歳未満の者

▼受付期間 11月1日(金)～平成26年1月10日(金)

▼試験期日 第一次試験：平成26年1月18日(土) 第二次試験：平成26年2月1日(土)～4日(火)の間の指定する1日

**問** 自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所(龍ヶ崎市寺後3629-5) 0297-64-3351 URL <http://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/> E-mail [hql-ibaraki@pc.mod.go.jp](mailto:hql-ibaraki@pc.mod.go.jp)

### 住生活総合調査にご協力ください

国土交通省では、都道府県・市町村の協力のもとに、12月1日、全国各地において「平成25年住生活総合調査」を行います。この調査は5年ごとに実施され、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な

施策の推進に必要な基礎資料を得るため、住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度などを総合的に調査するものです。

今回は、10月に実施された住宅・土地統計調査(総務省)に回答いただいた世帯から、茨城県が無作為抽出した世帯が対象です。調査をお願いする皆さんには、重ねてお手数をおかけすることとなりますが、ご協力のほどよろしく願います。

▼調査の目的 今回の調査では、住宅や世帯の実態を把握するデータ(土地統計調査(総務省)のデータをリンク(かけ合わせ))して集計・分析することにより、データの有効活用を図り、今後の施策の推進に必要な基礎資料を効果的に得られるよう工夫しています。

▼調査の期日 12月1日(日)現在より行います。  
▼調査の対象 リンケージ集計を行うことから、平成25年住宅・土地統計調査の対象となる世帯から抽出した普通世帯について行います。

▼調査機関 国土交通省が主管し、各都道府県、市町村の協力のもとに実施します。  
▼調査の方法 11月21日(木)から12月10日(火)までの間に、統計調査員証を持った調査員が対

象となった世帯を訪問し、調査票を配布・回収する方法により行います。  
▼主な調査項目 ①現在お住まいの住宅およびそのまわりの環境の評価について ②最近の居住状況の変化について ③住宅の住み替え・改善の意向について

▼調査結果の公表 調査結果は、全国のほか、地方ブロック別・市部郡部別にまとめられ、公表されます。これらの結果は、インターネットで閲覧できるほか、報告書にもまとめられ、住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で基礎資料として利用されるとともに、広く国民一般の利用に供されます。

**問** 谷和原庁舎都市計画課 058・2111(内線8162)

### 家屋の取壊し

固定資産税は、1月1日に、土地・家屋を所有している方に1年分の税金が課税されます。そのため、年内に家屋(居宅・店舗・倉庫・物置・車庫・外便所など)を取壊し(一部取壊しも含む)ても、年内中に連絡がない場合には、来年度も引き続き、課税されたままとなってしまう。

取壊した家屋への課税を防ぐためにも、取壊しをした場合に